

第 1 回検討会の整理結果と今後の検討の進め方について

1. 第 1 回検討会の整理事項

第 1 回検討会では、避難者がどの避難所においても一定水準の生活環境を確保できるよう、環境整備の基本的な考え方を整理するとともに、今後求められる質の高い避難環境の実現に向けた方向性を明確化していくこととした。

【検討のポイント】

- ① トイレ、電源、生活用水、ベッド、プライバシー確保、暑さ・寒さ対策の整備領域について、必要となる設備・資機材の整備品目、整備内容及び整備数量を整理
- ② 初動期（24 時間以内）、応急期（3 日以内）、復旧期（1 週間以内）に分けて内容を整理
- ③ 小規模（100 人以内）、中規模（100～500 人以内）、大規模（500～1000 人）と避難所の規模に応じて検討
- ④ 積雪や車社会など、本件特有の事情も考慮

2. 第 1 回検討会を踏まえた今後の検討に係る前提事項

- ① 地理的条件や人口構成といった地域ごとの個別事情によらず、標準的な指定避難所における環境整備の内容を検討・整理する。
- ② 指定避難所は、地域における避難生活支援の拠点として、避難者の受入れに加え、在宅避難者や車中泊避難者への支援、物資供給、要配慮者への対応などの機能を担う。また、福祉避難所への受入れが必要な場合も、基本的には指定避難所における状況把握を経て行われることから、本方針では、避難生活支援の基盤となる指定避難所の環境整備を対象として検討・整理する。
- ③ 飲食料品、生活必需品などの消耗品類については、自助の考えに基づき、県民自らが確保することを基本としていることから、本方針の対象外とする。ただし、設備・資機材と組み合わせてセットで使用するもの（例：携帯トイレなど）は、整備対象として検討・整理する。

3. 第 1 回の総括意見に対する対応

委員意見の要点
避難所環境整備については、設備・資機材の整備だけではなく、設営、運用、維持管理、人材育成、支援体制を含め、整備したものを機能させる視点を併せて考える必要がある。
意見への対応
本方針は、どの指定避難所でも一定水準の生活環境を確保するという観点から設備・資機材の整備に焦点を当て整理するもの。 指定避難所の運営体制については、平時より取り組むべき課題であり、設備・資機材の整備水準の議論とは直接連動しないことから、本方針の対象とはせず、今回は設備・資機材の整備水準に焦点を当て整理することとしたい。

【第 2 回検討会】

トイレをはじめとする各整備領域について、必要となる設備・資機材の品目及び機能を整理する。